

議案第 1 号

開 番 号 第 2 号  
平成 26 年 (2014 年) 5 月 12 日

山口県都市計画審議会会長 様

山 口 市 長 渡 辺 純 忠

## 山口都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

山口都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書きの規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

### 1 敷地の位置

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 地 名 地 番   | 山口市下小鯖字面坊 365 番 38        |
| (2) 用 途 地 域   | 指定のない区域                   |
| (3) 防 火 地 域   | 指定無し                      |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域<br>特定用途制限地域 |

2	申請者	山口県山口市三和町6番5号 有限会社光田商店
3	申請用途	産業廃棄物処理施設（破砕施設）
4	敷地面積	7,089.91㎡
5	建築面積	1,480.79㎡
6	延べ面積	1,430.83㎡
7	建物概要	鉄骨造1階建て
8	処理能力	廃プラスチックの破砕：23.58t/日 がれき類の破砕：50.57t/日

9 周囲の状況

山口インターチェンジから南西約600mに位置し、周囲は工業団地と山林に面しており、隣接する住宅はありません。

10 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となる廃プラスチック類、がれき類を破砕処理する施設です。当該施設で破砕処理されたものは、製品原料や燃料として再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第87条第2項において準用する同法第51条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。